

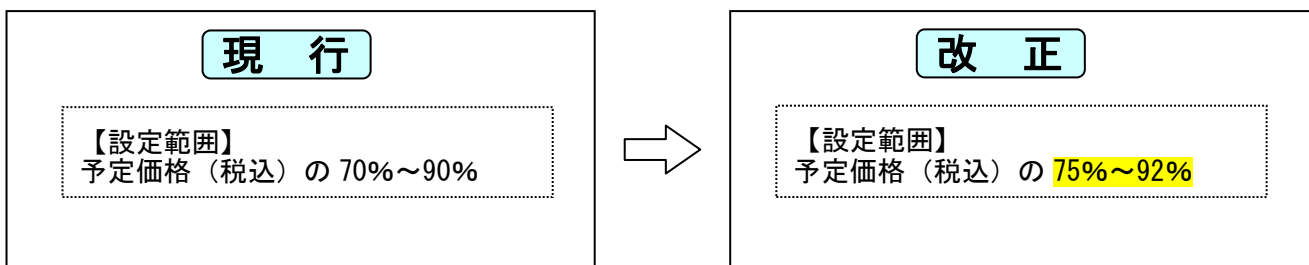
各 位

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

八戸市では建設工事における低価格受注による下請業者へのしわ寄せの防止や公共調達における契約内容に適合した履行の一層の確保を図るとともに、工事の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、建設工事における調査基準価格等の設定範囲と、一部の建設関連業務委託における算定方法等について、次のとおり改正することといたしましたのでお知らせします。

1. 建設工事における調査基準価格と最低制限価格の設定範囲を変更します。

低入札価格調査制度における調査基準価格、及び最低制限価格制度における最低制限価格の「設定範囲」を次のとおり変更します。



※下記算定式により算出した額が設定範囲を上回った場合は 92%、下回った場合は 75%での設定となります。

★算定式

①直接工事費×0.97（解体工事は×0.85）

②共通仮設費×0.9（解体工事は×0.85）

③現場管理費相当額×0.9（解体工事は×0.85）

④一般管理費等×0.55（解体工事は×0.5）

調査基準価格 = (①+②+③+④) × 消費税
(最低制限価格) 千円未満切り捨て

※算定式に変更はありません。

※①~④は1円未満端数切り捨て

※①~④の合計額は千円未満端数切り捨て

★参考

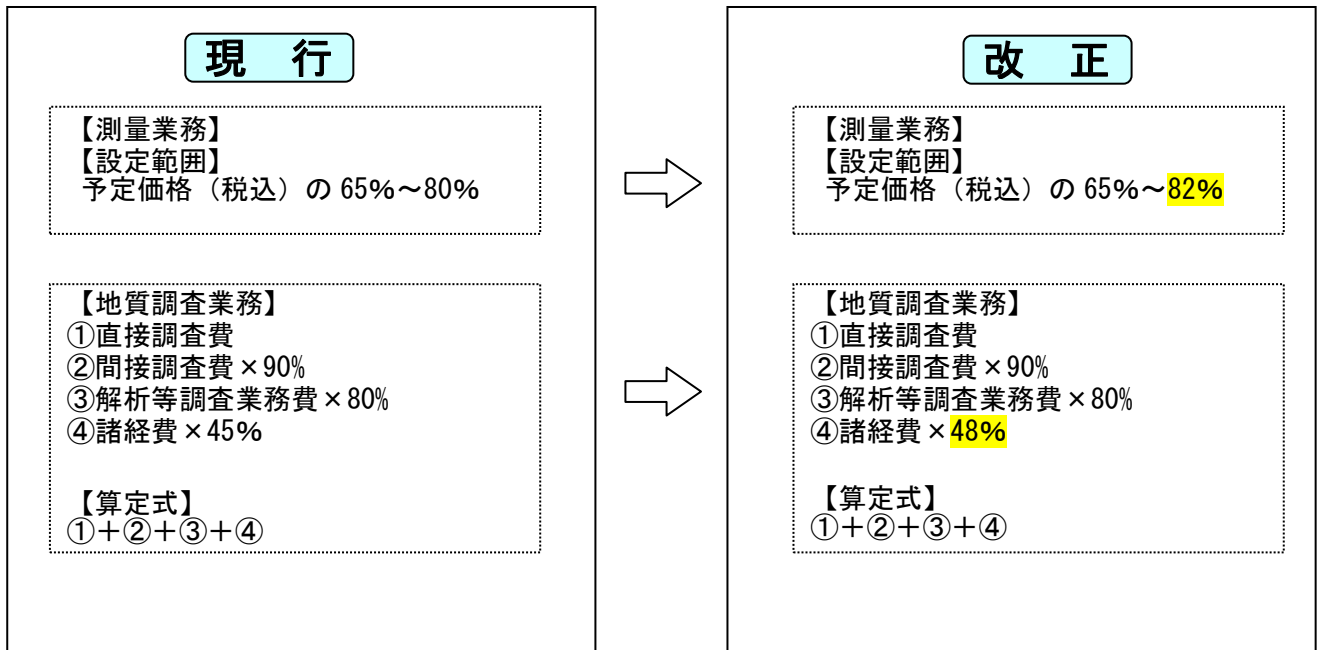
低入札価格調査制度（予定価格が7,500万円（建築工事にあつては1億円）以上の工事に適用）

最低制限価格制度（予定価格が130万円を超え、7,500万円（建築工事にあつては1億円）未満の工事に適用）

※数値的判断基準（失格基準）については、変更ありません。

2. 建設関連業務委託における最低制限価格の設定範囲と算定方法を変更します。

建設関連業務委託に関する最低制限価格のうち、測量業務における「設定範囲」、及び地質調査業務における「諸経費の算定方法」を次のとおり変更します。



※建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、変更ありません。

〔対象となる建設関連業務委託〕

建設工事に関連する「測量業務」「建設コンサルタント業務」「地質調査業務」「補償関係コンサルタント業務」に係る契約で、予定価格が50万円を超えるもの。

3. 適用期日

今回の改正は、令和元年6月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。（令和元年5月31日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。）

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2133（直通）
内線 3454, 3455, 3456